

令和6年第12回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年12月6日（金）午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （17人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （3人）

2番	中村 貴子
5番	奥村 郁雄
17番	畑中 恭伸

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第32号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 6 議案 第35号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 7 議案 第36号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

日 程 第 8 報告 第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児

事務局 岡 正樹

事務局 阪本 幸華

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事 務 局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号2番中村貴子委員、5番奥村委員、17番畑中委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中4名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
	会 長 (挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和6年第12回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、18番新井委員、19番木村委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。 日程第3、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号21番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号21番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。 権利の種類は3条の無償移転です。

会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲渡人については体調の問題もあり、息子に譲渡して後継者として育てるとのことで問題ないと考えますので審議のほどよろしくお願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号２１番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第４、議案第３３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号３番について事務局から説明いたします。
事 務 局	受付番号３番について説明いたします。 土地の所在は、城陽市奈島 地目は、田 面積は、合計３８４．３１平方メートル 申請人は、城陽市奈島 ●●●● 資料１に位置図等を添付しております。 転用目的は、農家住宅・倉庫。 転用理由は、用地買収に伴い、自身の生活環境を維持していくため。 市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。 現況は畑、北側は道路、東側は宅地及び畑、南側は田、西側は水路。 雨水排水は、敷地内に設けたＵ字溝から雨水排水を行う計画とし、周囲の用排水施設の有する機能の支障が生じないように対策を行う。 汚水・生活雑排水は、前面道路の下水道本管に排水接続を行い、排水を行う計画とする。 農政課からは、周辺農地に影響が無いようご配慮願います。 環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 都市政策課からは、転用許可後、別途建築行為に必要な手続きを進めてください。 管理課からは、 ・申請地北側に存する市道を取り込まないよう注意してください。

	・申請地西側に存する水路を取り込まないように注意してください。 ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。 ・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いいたします。 ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局の説明どおりであり、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号3番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第5、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。
事 務 局	受付番号9番について説明いたします。 土地の所在は、城陽市久世 地目は田及び畑 面積は合計1,090平方メートル 譲渡人は、城陽市寺田 ●●● 譲受人は、城陽市寺田 ●●●●● 資料2に位置図等を添付しております。 転用目的は、露天駐車場。 転用理由は、譲受人の経営する法人の従業員用駐車場として貸与するため。 市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。 現況は畑、北側は水路、東側は雑種地、南側は畑、西側は道路。 雨水排水は、U字側溝にて北側水路に放流する。 汚水・生活雑排水は、発生しません。 南部土地改良区からは、 ・雨水排水については、転用地内に排水路を設定し転用地北側の排水路へ放流する

	こと。なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおりに施行すること。 ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分に考慮し設置すること。 ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。また、転用地南側に東西に布設している既設管については、従来通り使用できるように残し、工事の際に破損させないように十分に注意すること。万一破損させた場合は、土地改良区の指示のもと早急に復旧すること。 農政課からは、周辺農地に影響のないようにご配慮願います。 環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課からは、 ・申請地西側に存する市道を取り込まないよう注意してください。 ・申請地北側に存する水路を取り込まないよう注意してください。 ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。 ・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いします。 ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地の雑草の管理が不十分でありましたが、指導により改善されました。内容は事務局の説明どおりで、問題ないと考えますので審議のほどよろしくお願い致します。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第6、議案第35号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号52番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号52番について説明します。

	本案件は令和２年２月１日から令和７年１月３１日で設定された利用権の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は、トマト栽培、水稻耕作を息子とともに経営されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号５２番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 続きまして、受付番号５３番と５４番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号５３番と５４番については同一借受人のため、取りまとめて説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は大阪府茨木市 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●さんについては、資料３のとおり営農計画書、就農理由書の提出に加えて、営農指導に係る上申書と農機具の貸与に係る承諾書が提出されており、適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	借受人の住所が大阪で、勤務先が城陽となっていますが営農計画書どおりに農業はされるのですか。

事務局 勤務先が城陽となっており、貸借農地に隣接している会社代表であり、柿および梅を植樹して管理されます。

会長 先代社長が3条申請により農地を取得するために仮登記されており、借り手としては所有権移転したい意向でありました。3条申請による所有権移転の3要件を整えるために貸借し農業経営をした実績を作るために、利用権設定を行います。1年後もしくは2年後には3条申請による所有権移転を希望されており、許可されて所有権移転後も農用地であり転用は出来ないことは理解されており、申請時に3要件が整っていて農地として利用することであれば、その際には許可を認めざるをえないと考えます。

●●委員 利用権設定をされて、農地を適正に管理されていくことを前提として承認せざるを得ないと考えます。

会長 他に質疑はありませんか。
質疑がないので、採決に入ります。

受付番号53番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号54番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第7、議案第36号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。

なお、当該案件は、譲受人の監査役が●●委員となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

事務局

それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

受付番号1番について説明します。

本案件は資料4のとおり、農地中間管理機構が農地の出し手である所有者から農地を買い入れて、受け手(担い手農家)に対して売渡しを行う事業となっております。

メリットとして、農地を売りたい方は、主に譲渡所得税の特別控除が受けられます。農地を買いたい方は、主に不動産所得税が軽減されます。また、登録免許税が控除されます。

ただし、事業の要件として、農用地区域内の農用地等であること、買受者は、認定農業者や認定新規就農者の担い手であること、所有権登記、住所変更等が完了しており抵当権等の権利設定がされていないことが要件となっております。

それでは議案の説明に移ります。内容は議案書のとおりです。

出し手は城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●●

受け手は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。

会長

対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

●●●●●●●●は、城陽市内において●●●●を中心に耕作・販売されている農地所有適格法人であり、農地法第3条第2項の各号に該当せず、今後も地域の担い手として期待できる会社でありますのでご審議のほどよろしくお願いします。

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

(関係委員入室)

日程第8、報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決

しました。受付番号４８番から５３番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号４８番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●●●です。

受付番号４９番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●●●●●です。

受付番号５０番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●●●●●です。

受付番号５１番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市観音堂 ●●●●●です。

受付番号５２番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●●●●●です。

受付番号５３番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●●●●●です。

会長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第８を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第１２回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員